

佐久市文化財保護審議会会議次第

日 時 平成25年3月22日(金)
午後1時30分～
場 所 野沢会館203会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 会議内容

①協議事項

- ・佐久市の文化財指定基準(案)について
- ・文化財パトロール(10月3～5日)の実施結果と今後の対応について p 1. 2

②報告事項

- ・旧中込学校開校日記念事業(9月30日)について p 3～5
- ・文化講演会(2月10日)について p 6～8
- ・臼田トンネル産古型マンモス化石の県天然記念物指定について p 9
- ・龍岡城跡保存管理計画の進捗状況について

③その他

- ・西念寺の仏涅槃図について p 10～12
- ・諏訪大明神社本殿について
- ・国史跡龍岡城跡のき損について p 13

- 4 閉 会

平成 24 年度 文化財パトロールの実施報告

実施日 平成 24 年 10 月 3 日～5 日

状況・課題・対応等について

(第 1 班)

1. 国天然記念物 岩村田ヒカリゴケ産地
水路、道路、寄贈された用地など周辺の生育環境に配慮し、産地を保全する必要がある。そのためには、定期的な観察と市有地の美化作業を継続する。
2. 市有形文化財 倉沢薬師堂
地元保存会により適正に管理されている。屋根の劣化を防ぐために、定期的な塗装が計画されている。
3. 未指定 島崎藤村旧宅
未指定ではあるが、市の管理と保存会の活用などにより維持されている。現状では、屋根の峰部分の痛みが激しいため補修の必要がある。雨戸については昨年末補修された。
4. 市有形文化財 旧大沢小学校
地元保存会を中心に保存・活用が図られている。屋根、外壁、窓などに劣化が見られるため、平成 24 年に屋根の補修が実施された。今後は補修方法など調査の上、保存管理する必要がある。
市の実施計画で、調査経費を提示し、今後実施の予定。

【追加】諏訪社本殿 大沢 1745

社殿の周囲に堀を巡らしてあり水神の社であった名残かと推測され、周囲の景観を含め貴重な建造物ではないかとの見解が、県文化財保護審議委員より示された案件。

(第 2 班)

5. 国史跡 龍岡城跡
堀、土塁、お台所を中心に状況を確認していただいた。今後は現在作成中の「国史跡龍岡城跡保存管理計画」に沿って具体的な対応を進める必要があると思われる。
田口小学校との関わり、石垣や土塁の対応、桜や河骨の対応など、市関係課との調整のほか、地元関係者、有識者の理解と協力の上で保存整備を進める。
6. 市天然記念物 児落葉峠天然カラマツ
樹木の状況は、根元に「うろ」が入ってトンネル状になっている。樹木医に診断してもらい、対応する必要がある。市所有地内であり、平成 25 年度に実施する予定。

7. 国重要文化財 六地藏幢

笠の部分が、長年の風雨と凍結などにより劣化が著しい。

平成 23 年 5 月に文化庁文化財調査官に相談し、対応を専門機関に依頼済みであり、日程調整ができたところで調査の上助言をいただくことになっている。

8. 市天然記念物 キレハエビラシダ

生息確認を行ったが、「佐久市の文化財」で紹介されている場には生息していない。乱獲を防ぐために旧臼田町での対応で生息地を秘したとのことはあり、エビラシダの生息は確認できたものの、特定の種は不明。

6月のまだ他の植物が茂らない時期に、再度調査する必要がある。

(第3班)

9. 国重要文化財 高良社

状況を確認した時点で、蜂の開けた穴が目だっている。同質の部材で穴を埋める必要があると思われる。

10. 県史跡 五郎兵衛用水跡

断片的に管理されている箇所を確認し、雑草の除去が大変になっている状況を把握した。

今後、市の予算措置で対応が可能か検討する。

11. 市史跡 下吹上遺跡

復元施設の傷みが激しく、敷地は雑草に覆われ、案内表示もわかりにくい。また、進入路がないことから公開施設としての問題もある。

今後、市で案内表示に移設、施設の補修、進入路の確保など至急検討する必要がある。

12. 市史跡 王塚古墳

管理する地元区により、鳥居、柵などが補修されている。

【追加】五輪塔群

地元地権者より史跡指定の申し出があるため現地の状況を確認する。今後詳細に調査し、内容を検討することが必要と思われる。

平成24年9月30日 第2回旧中込学校開校日記念事業

来館者集計

エリア	詳細	人数(人)	割合(%)
佐久市	中込地区	233	45.9
	旧佐久(中込地区を除く)	168	33.1
	臼田地区	23	4.5
	望月地区	9	1.8
	浅科地区	21	4.1
	小計	454	89.4
県内	長野市	2	0.4
	松本市		0
	上田市	6	1.2
	小諸市	12	2.4
	千曲市		0
	坂城市		0
	東御市		0
	須坂市		0
	御代田町	5	1
	軽井沢町		0
	佐久穂町	4	0.8
	小計	29	5.8
県外	東京都	6	1.2
	群馬県	5	1
	埼玉県	4	0.8
	茨城県		0
	神奈川県	7	1.4
	大阪府	2	0.4
	小計	24	4.8
	合計	507	100

※ 運営スタッフ32名を含む
 (特記事項) 当日台風17号の県内通過に伴い、午後3時以降、雨と風が激しくなり、来客が途絶える。

平成24年9月30日

第2回旧中込学校開校日記念事業 アンケート集計

★アンケート用紙回収数 : 90 (回収率:90/300=0.3)

意見数	意見等
14	地域の宝として大切に守ってほしい。
9	文化財を守る努力が感じられた。
8	中に入ることができて感動した。
1	楽しかった。
12	太鼓楼まで上がることができて感動した。
3	太鼓楼での説明が良かった。
8	初めて来校し、感動した。
2	講演が良かった。
6	懐かしかった。
3	大変勉強になった。
1	子どもたちなど地域の係わりに感謝します。
2	もっと色々な人に知って欲しい。
3	当時の教育にかける情熱を感じた。
3	このような催しがあればまた来たい。(大変良い行事である。)
1	親切な対応に感謝する。
1	当時に比べ、今の恵まれた時代を認識できた。
4	野点、琴と尺八、物産販売など、楽しめた。
5	貴重な資料を見ることができた。
2	この施設を郷土を学ぶ一環などで、教育に活用すべきと思う。
1	バルコニーが修復されて良かった。
1	階段が急であった。
1	音声案内もあれば良かった。
1	見学の際の手際が悪い。
21	無回答

※ 意見内容が複数の場合は、それぞれの意見毎に分解し集計させていただきました。

また、意見の内容は集計のため簡略化したうえでまとめさせていただきました。

旧中込学校開校日記念事業

明治6年9月27日の開校記念日にちなんで

旧中込学校を **無料開放** します！！

日時	平成24年9月30日(日)	午前9時～午後5時
場所	旧中込学校(佐久市中込1877)	

皆さん、旧中込学校をご覧になったことはありますか？
 国の重要文化財である旧中込学校は、佐久市が誇る信州教育の
 原点ともいえる学校です。
 小さな木の机や椅子、オルガン、ステンドグラスから差し込む光・・・
 そんな素敵な昔の学校をのぞいてみませんか？
 皆さん お誘い合わせのうえお出掛けください。

現存する長野県内
 学校建築のうち、
 最も古い擬洋風
 建築物です。

《特別企画》

●保存会役員のみなさんによる学校案内

●旧中込学校の歴史のはなし

午前10時・午後2時の2回

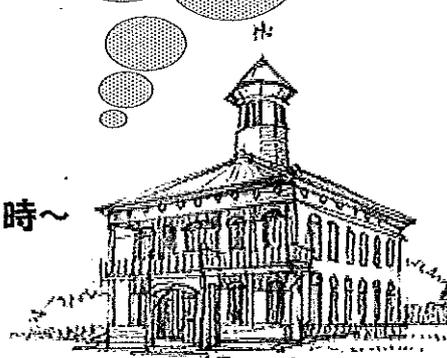
(おはなし) 旧中込学校保存会長 小林濱治郎さん

●野点によるおもてなし(先着100名様)

●琴と尺八の演奏 午前9時～・11時～・午後1時～

・保存会役員のみなさんによる学校内のご案内

・当日は、太鼓楼の内部もご覧いただけます。

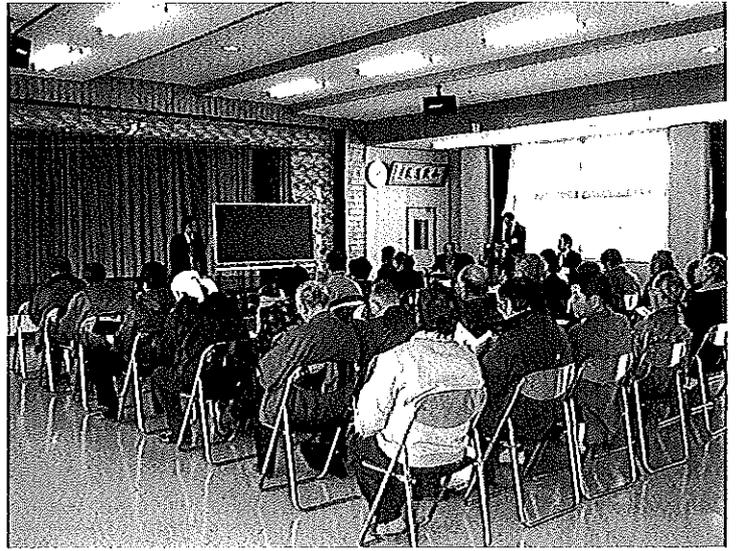
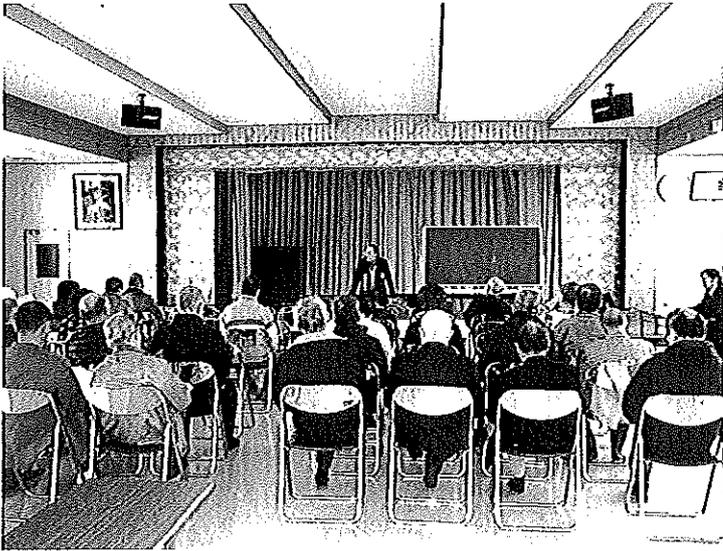


P① 旧中込学校第2駐車場

P② JA佐久浅間様駐車場

明治6年9月27日は、
 「旧中込学校」の前身であ
 ります「成知学校」が開校
 した日です。

お問合せ先：
 旧中込学校 住所 佐久市中込 1877
 電話 0267-62-7845
 佐久市教育委員会文化財課
 住所 佐久市志賀 5953
 電話 0267-68-7321



平成25年2月10日(日)午後1時30分から
浅科福祉センターにおいて、文化講演会が開催されました。
「八幡神社について」と題して、文化財課 羽毛田専門員の講演が行われ、
浅科地区23名 市内11名 県内1名 計35名のみなさんが参加されま
した。

文化歴史講座『八幡神社』

○信仰と神社について 原始古代の信仰、律令期の信仰、神仏習合

○八幡信仰について 八幡社について

原始八幡信仰 ^{うまつひめ}宇佐津比女 宇佐氏、豊国奇巫・豊国法師(巫術・符術・呪術・医術)

応神八幡信仰 ^{ほんだのすめらのみことひろはたのやはたのまる}誉田天皇広幡八幡麻呂 応神天皇(福岡出身・河内王朝)

宇佐神宮(ホムダワケノミコト、オキナガタラシヒメノミコト、ヒメノオオカミ)、大三輪

ヒメノオオカミ=タマヨリヒメ、タキツヒメノミコト・イチキシマヒメノミコト・タキリヒメノミコト

八幡菩薩信仰 岩清水八幡宮

武神八幡信仰 鶴岡八幡宮(岩清水八幡宮)

○高良社について 高麗社、巨摩社、新羅社、百済社

○滋野氏について

弥生時代	前期	300	金属製品の伝播	東五里田遺跡(野沢) 下信濃石遺跡(岩村田)
	中期	B.C100		館遺跡(佐久穂町) 深堀遺跡(瀬戸)
		0	弥生のビーナス(佐久市西一本柳遺跡) 倭奴国王後漢に朝貢、金印を受ける(57)	北西久保遺跡(岩村田)、根々井芝宮遺跡(根々井) 西一本柳遺跡(一本柳)、川原端遺跡(大和田)
後期	A.D100	佐賀吉野ヶ里遺跡	直路遺跡(長土呂) 上直路遺跡(岩村田)、周防畑B遺跡(長土呂)	
古墳時代	前期	200	卑弥呼魏に奴隷・布などを朝貢、金印・銅鏡などを受ける(239)	後家山遺跡(平賀)、西一里塚遺跡(平塚) 後沢遺跡(小宮山)、西近津遺跡(長土呂)
		300		榛名平遺跡(根岸)、下小平遺跡(岩村田)
	中期	400	大和朝廷国内統一 大型の前方後円墳出現 埴輪の隆盛	瀧の峯古墳群(根岸)、中仲田遺跡(長土呂) 腰巻遺跡(上平尾)、県遺跡(軽井沢町) 北西久保遺跡(岩村田)、砂原遺跡(塩名田) 市道遺跡(三塚・野沢)
後期	500	仏教・漢字の伝来	下聖端遺跡(長土呂)、後家山2号古墳(平賀) 三河田大塚古墳、安原大塚古墳	
	600	聖徳太子摂政(593) 十七条憲法制定(603) 大化の改新(645)	聖原遺跡(長土呂)、樋村遺跡(平賀) 蛇塚古墳(安原)、山ノ神古墳(協和) 長峰古墳群(内山)、土合古墳(佐久市)	

		700		石附窯址(根岸)
奈良時代		700	平城遷都(710)	前田遺跡(佐久市・御代田町)、聖原遺跡(長土呂) 西一本柳遺跡(岩村田)、権現山窯跡(八幡) 市道遺跡(野沢)、原遺跡(田口)
	平安時代	前期	800	平安遷都(794)
900			荘園整理令(902) 承平・天慶の乱(935)	聖原遺跡(長土呂) 上の城遺跡(岩村田) 深堀遺跡(瀬戸)
中期		1000	前九年の役(1051) 後三年の役(1083)	宮の上遺跡(横和)、反田遺跡(小田切) 根々井芝宮遺跡(根々井) 下万助遺跡(上平尾)
		1100	保元の乱(1156) 源頼朝・木曾義仲挙兵(1180)	地ヶ入遺跡(駒込)、扇田遺跡(内山) 上久保田遺跡(岩村田)
鎌倉時代		1200	頼朝征夷大將軍(1192)	柳堂遺跡(岩村田)、内西浦遺跡(岩村田)
		1300	鎌倉幕府滅亡(1333)	観音堂遺跡(岩村田)、梨の木遺跡(中込)
南北朝			足利尊氏征夷大將軍(1337)	北西久保石造塔婆群(岩村田) 下信濃石遺跡(岩村田) 番屋前遺跡(猿久保)、大井城跡(岩村田)
室町時代		1400	南北朝統一(1392)	榛名平遺跡(根岸) 前藤部遺跡(小田井・御代田町) 前田遺跡(小田井)
戦国時代		1500	応仁の乱(1467) 川中島の戦(1553~)	白岩城跡Ⅰ・Ⅱ(上平尾) 金井城跡(小田井) 野沢館跡(野沢・原)、坪の内遺跡(内山)
		1600	関が原の戦(1600)	地ヶ入砦址(駒込)、春日館跡(春日)
江戸時代		1600	徳川家康征夷大將軍(1603)	五庵遺跡(田口) 御陵山(南相木村・川上村)
		1700		薬師寺遺跡(原) 榛名平遺跡(根岸)
		1800		内西浦遺跡Ⅱ(岩村田)、柳堂遺跡(岩村田) 龍岡城跡(田口)

3月14日 県教育委員会定例会において「臼田トンネル産の古型マンモス化石」が県天然記念物に指定が決定しました

平成25年3月15日
信濃毎日新聞(28面)

中野・柳沢遺跡出土品 県宝に
県教委 史跡・天然記念物も指定

県教委は14日、県庁で開いた定例会で、中野市の柳沢遺跡からの出土品212点を県宝に、飯田市の南本城城跡を県史跡に、佐久市の中部横断道臼田トンネル工事現場から出土した古型マンモス化石

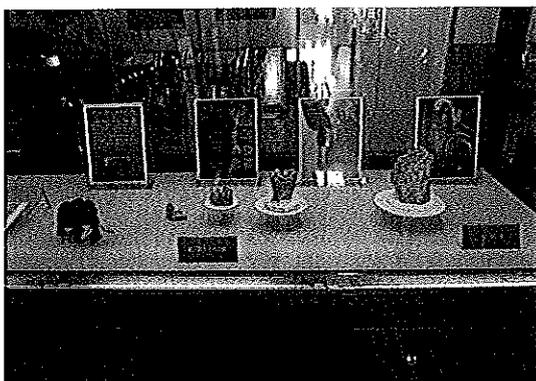
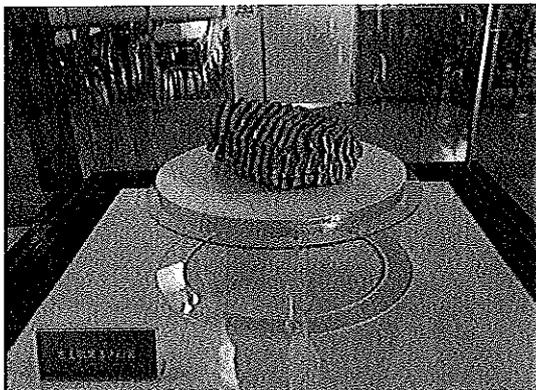
県教委は14日、県庁で開いた定例会で、中野市の柳沢遺跡からの出土品212点を県宝に、飯田市の南本城城跡を県史跡に、佐久市の中部横断道臼田トンネル工事現場から出土した古型マンモス化石

石49点を県天然記念物にそれぞれ指定した。いずれも県教委が県文化財保護審議会に指定を諮問し、同審議会が2月に諮問通り答申していた。

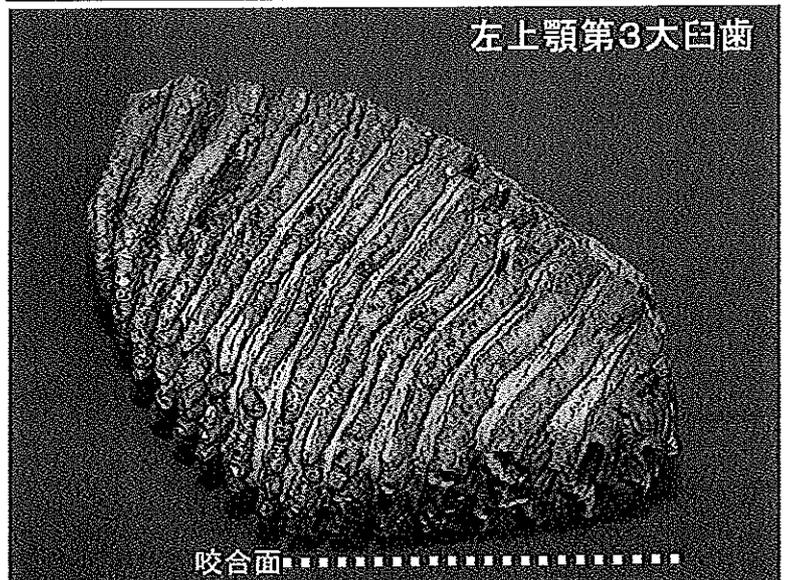
指定の経過

- 平成20年11月27日～
中部横断自動車道(仮称)臼田トンネル工事現場掘削土置き場より左上顎第3大白歯他が発見され、その後、佐久市教育委員会により化石の採集を行った。
- 平成20年12月14日
「臼田トンネルゾウ化石調査会」を設置し、平成21・22年度に調査を委託。
- 平成21年度
左上顎第3大白歯1点・左下顎第3大白歯3点・切歯片1点のレプリカを作成。
- 平成23年2月
調査報告書として『臼田トンネル産古型マンモス化石』を刊行。
- 平成23年7月27日
佐久市天然記念物に指定。
- 平成24年7月17日
長野県天然記念物への指定を申請。
- 平成24年8月21日
長野県教育委員会より、県文化財保護審議会に指定について諮問。
- 平成25年2月6日
県文化財保護審議会より、県天然記念物に指定するよう県教委に答申。
- 平成25年3月14日
県教育委員会定例会の議題として上程・可決され、県天然記念物として指定が決定する。
今後、県宝登録手続きを経て指定日が決定となる。

現在、実物標本は野沢会館内の耐火保管庫に収納し、レプリカ5点は野沢会館ホールにて展示・公開を行っています。
この化石は、出土した地層から約100万年前のものと推定され、県内では初めての産出事例であり、国内では27例目の発見ですが、同一個体で複数の部位がまとまって見つかったのは初めてであり、化石自体の保存状態が極めて良好で今後の研究対象としても貴重な標本であります。



化石展示状況(野沢会館)



左上顎第3大白歯

咬合面

西念寺
仏画調査報告

調査地：西念寺（佐久市岩村田）

調査日：平成23年2月10日

報告：巖田頌行（飯田市美術館学芸員）



名 称：仏涅槃図

調 査 地：西念寺（佐久市岩村田）

調 査 日：平成23年2月10日

品 質：絹本着色（九副一鋪）

法 量：縦323.0×横288.0（本紙）

墨 書 銘：

- ・軸裏墨書銘「無量寿院九世現住義世仏語教誠信受礼敬当宿毎日勅化念仏執行並諸檀越志者為無上菩提也 絵師桂舟筆（印） 願主 曹真比丘／妙智比丘尼 敬白」
- ・ 〃 「信州佐久郡岩村田宿一行山西念寺常住宝于時 享保十四己酉歳四月十四日 画茲者也」

保存状況：

表具の交換や補筆が行われた痕跡はなく、本紙・表具共に制作当初のもののみられる。

しかし、八双から天にかけての部分は、全体的に虫喰いによる損傷が甚だしく、懸用ができない状態となっている。そのほか軸端および八双の金具の傷み、全体に横折れ、縦皺あり。

軸箱自体はしっかりしているが、虫喰いの損傷が目立つ。軸を巻いたときに最も外側にあたる八双から天にかけての部分の損傷が甚だしい。軸箱の虫喰いと関連性が濃厚である。

説 明：

<涅槃図について>

涅槃図とは、釈迦の入滅の様子を描いた仏教絵画をさす。

その図様は、釈迦が入滅した場所と伝える北インド・クシナガラ郊外の跋提河（ぼったいが）のほとりの沙羅双樹の下を舞台に、ひとときわ体軀の大きい釈迦が右脇を下にして横たわる。その周りには仏菩薩や悲嘆に暮れる仏弟子たちが参集し、さらにその周りには動物たちが集まっている。さらに天界から釈迦の母である摩耶夫人がはせ参じる様子が描かれる。

釈迦入滅の様子は『大般涅槃経』（だいはつねはんぎょう）などに説かれ、その造形化はガンダーラの仏伝レリーフの制作から始まり、その作例は敦煌や東南アジアなど仏教文化圏全体にみることができる。日本や中国など東アジアでは、涅槃図を釈迦の命日である2月15日に営まれる涅槃会（ねはんえ）の本尊として懸用される。涅槃会や涅槃講は、真宗寺院など一部の宗派を除けば各宗派の寺院さらには集落単位でもなされており、その本尊である涅槃図の遺例は相当数にのぼる。記録の上では9世紀に石山寺で行われたとする例が最古とされ、現存する我が国最古の涅槃図は応徳3年（1086）の和歌山・金剛峰寺の仏涅槃図（応徳涅槃図）である。

<本図の特徴>

本図は、本紙が縦323.0×横288.0センチ、表具を含めると4㍍近くを測る大型の作品である。画絹は絹幅一尺（約30センチ）の絹を九副つないで一鋪としている。画面中央の釈迦は肉身部に金泥を施し、釈迦を取り囲む会衆の数は73人を数え、鳥獣の種類も貝類や昆虫の類を含めて60種以上確認できる。登場人物や鳥獣の数を通常の涅槃図よりもかなり多く描いていることがうかがえる。こうした図像的特徴や、鮮やかな彩色、型にはまった人物描写、保存状態などからみても江戸中期頃の様相を呈しており、軸裏の墨書にある「享保十四己酉」（1729）という年号はそのまま本図の制作年と考えてよいだろう。

また、軸背の上下二箇所に記された墨書銘により、本図の制作に関わる具体的な情報が確認できる。ここに記される当山九世および願主の曹真比丘／妙智比丘尼については、寺史と照合すればおおよその略歴が判明すると思われるが、「桂舟」なる絵師の名については複数の存在が知られ、享保年間（1716～1736）まで活躍期が遡る人物は確認できず詳細は明らかにはしがたい。

<長野県内の涅槃図と本図の位相>

長野県内に残る涅槃図のうち、重要文化財に指定されているものは1件（飯田市・開善寺蔵）、市町村の文化財指定を受けているものが8件、佐久市では1件（泉龍院蔵）が指定文化財となっている。このうち制作年代が中世に遡るのは飯田市・開善寺の釈迦八相涅槃図（14世紀）のみである。そのほかはすべて江戸時代の作例である。本図は制作年、作者、願主といった来歴がはっきりしており、また一部損傷があるとはいえ300年近く経過してなお制作当初から手が加わっていない。何より作品が大きいことが最大の特徴といえる。佐久市内の涅槃図がどの程度現存するのかは定かでないが、おそらく規模としては東信地域でも屈指の作例と思われ、現状では同地域を代表する涅槃図の一つとみてもよいかもしれない。ただ、今後も同種の作例が発見される可能性は少なくなかろう。

今後の管理など（案）：

<修理について>

・絵そのものは300年近く経過している割に状態は良好であり、早急に処置をしなければならないという状況ではない。

・表具の一部が虫害による損傷を受けている。壁面に懸けられる状態にまで戻すとすれば、表装の交換が必要である。

<保存環境の整備について>

・今後も公開の予定がしばらくないとすれば、損傷が進まないように養生することが肝要である。現状からすれば、軸そのものの養生をする前に、まず掛軸周辺の保存環境（収納場所、防虫剤、軸箱の新調など）を整えたいところである。

・収納の際に気を付けたいのは結露によるカビ被害と虫害である。防虫剤を使用する場合には市販のもので差し支えないが、薬害の少ない商品を用いたい。

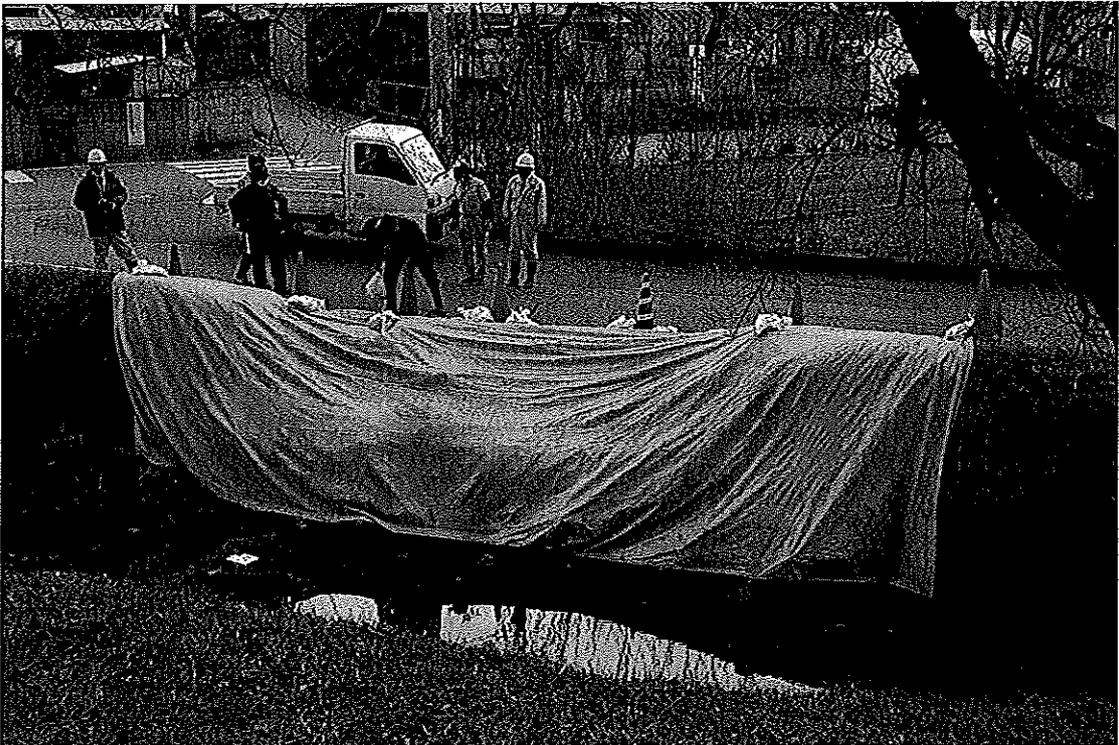
・現在使用している軸箱自体は比較的丈夫であるが、虫害が甚大であることや軸に対して箱のサイズが小さいことなどからみて、できるだけ早急に箱だけでも新調することが望ましい。併せて太巻きにするよう注文しておきたい。（箱の蓋裏に寄進者の墨書銘があるので可能な限り現在の箱も防虫処置を施して保存しておきたいところである）

・軸の養生をするためには、全体および損傷している部分を薄葉紙など柔らかめの紙や布で覆う、などの方法が考えられるが、現状では箱が軸の大きさに対してギリギリのサイズであるため、おそらく現状でこれをしようとすると箱に元通り収納できないかもしれない。

<公開について>

・壁面に掛けられる状態に戻らない限り公開は避けたい。しかし涅槃図が巨大化していったのは大勢の参拝者の眼に触れることを考慮してのごとであり、秘蔵は望ましくない。文化財保護という観点からも、保存と公開は両輪のものである。したがって将来的に修理するとすれば公開を前提にすべきであろう。そして同時に公開のための周辺環境を整える、つまり涅槃図を壁面にスムーズに掛けられるような場所や道具を作ったり、御開帳の機会を主体的に作ったほうがよいだろう。

・涅槃講など法要に使用しないとすれば、公開の機会を逸したまま死蔵される可能性があり、また拝観依頼がある度に出し入れしなければならなくなるかもしれない。そこで、将来的に修理を施して公開するとすれば、どのような機会に御開帳をするのかをある程度決めておいたほうがよいかもしれない（数年に一度くらい）。



○佐久市文化財保護条例

平成17年4月1日条例第221号

佐久市文化財保護条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 有形文化財（第4条—第19条）
- 第3章 無形文化財（第20条—第25条）
- 第4章 民俗文化財（第26条—第30条）
- 第5章 史跡名勝天然記念物（第31条—第34条）
- 第6章 佐久市選定保存技術（第35条—第37条）
- 第7章 審議会（第38条—第42条）
- 第8章 補則（第43条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）及び長野県文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号。以下「県条例」という。）に基づき指定を受けた文化財以外の文化財で本市の区域内に存するもののうち主要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化向上に資するとともに、わが国の文化の進歩に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で「文化財」とは、法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

（財産権の尊重及び他の公益との調整）

第3条 佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 有形文化財

（指定）

第4条 教育委員会は、本市の区域内に存する有形文化財のうち、重要なものを佐久市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定により指定しようとするときは、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者又は権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合はこの限りではない。

3 第1項の規定による指定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ、第38条に定める佐久市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに当該所有者等に通知して行うものとする。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該所有者に指定書を交付しなければならない。

（解除）

第5条 前条により指定された市指定有形文化財が、市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除については、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

3 市指定有形文化財が、法第27条第1項の規定による重要文化財の指定又は県条例第4条の規定による長野県宝の指定を受けたときは、当該市指定有形文化財の指定は解除されたものとする。

4 第1項及び前項の規定による指定の解除があったときは、所有者等は速やかに指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者等の管理義務及び管理責任者)

第6条 市指定有形文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 市指定有形文化財の所有者等は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、市指定有形文化財の所有者等は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 第1項の規定は、管理責任者について準用する。

(所有者等の変更等)

第7条 市指定有形文化財の所有者等に変更があったときは、新たに所有者等となった者（以下「新所有者等」という。）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形文化財の所有者等又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、損傷等)

第8条 市指定有形文化財の全部若しくは一部が滅失し、若しくは損傷し、若しくはこれを亡失し、又は盗み取られたときは、当該市指定有形文化財の所有者等（管理責任者がある場合は、その者。次条において同じ。）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第9条 市指定有形文化財の場所を変更しようとするときは、当該市指定有形文化財の所有者等は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める事由に該当する場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後、届け出ることをもって足りるものとする。

(修理)

第10条 市指定有形文化財の修理は、当該市指定有形文化財の所有者が行うものとする。

(管理又は修理に関する勧告)

第11条 市指定有形文化財の管理が適当でないため、当該市指定有形文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、市指定有形文化財の所有者等又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関して必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市指定有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

(経費の補助)

第12条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、当該市指定有形文化財の所有者等がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市は、その経費の全部又は一部を予算の範囲内で補助することができる。

(現状変更等の制限)

第13条 市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、非常災害のために必要な応急措置を執る場合を除き、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、あらかじめ届け出ることをもって足りる。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が、前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第14条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、当該市指定有形文化財の所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第11条第2項の規定による勧告、第12条の規定による補助又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言をすることができる。

(標識等の設置)

第15条 教育委員会は、教育委員会規則で定める基準により、必要と認める市指定有形文化財の標識及び説明板を設置するものとする。

2 市指定有形文化財の所有者等は、教育委員会規則で定める基準により、市指定有形文化財の管理に必要な境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(環境保全)

第16条 教育委員会は、市指定有形文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設の設置を命ずることができる。

2 前項の規定による処分によって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第1項に規定する施設の設置には、第12条の規定を準用する。

(公開)

第17条 市指定有形文化財の公開は、所有者等が行うものとする。

2 前項の規定は、所有者等の出品に係る市指定有形文化財を、当該所有者等以外の者が公開の用に供することを妨げるものでない。

3 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者等に対し、期間を定めて、教育委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

4 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者等に対し、期間を定めて、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

5 第3項の規定による出品のために要する費用は、市の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、その全部又は一部を市の負担とすることができる。

6 市は、第3項の規定により出品した所有者等に対し、出品料を支払うことができる。

7 第3項又は第4項の規定により出品し、又は公開したことに起因して、当該市指定有形文化財が滅失し、又は損傷したときは、市は、所有者等に対し、その通常生ずべき損失を補償するものとする。ただし、これらの者の責めに帰すべき事由によって滅失し、又は損傷した場合は、この限りでない。

8 第3項の規定に該当する場合を除き、市指定有形文化財の所有者等以外の者が、その主催する展覧会その他の催しにおいて市指定有形文化財を公開しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

9 教育委員会は、第4項又は前項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

(報告の徴取)

第18条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者等又は管理責任者に対し、市指定有形文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況について報告を求めることができる。

(所有者等の変更に伴う権利義務の承継)

第19条 市指定有形文化財の所有者等に変更があったときは、新所有者等は、当該市指定有形文化財に関し、この条例に基づく教育委員会の命令、指示その他の処分による従前の所有者等の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、従前の所有者は、当該市指定有形文化財の引渡しと同時に、その指定書を新たに所有者となる者に引き渡さなければならない。

第3章 無形文化財

(指定)

第20条 教育委員会は、市の区域内に存する無形文化財のうち重要なものを佐久市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、あらかじめ、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で、代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)の同意を得て認定しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを追加認定することができる。

4 第1項の規定により指定するときは、第4条第3項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条第4項中「所有者等」とあるのは、「保持者又は保持団体の代表者」と読み替えるものとする。

(解除)

第21条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 市指定無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、市指定無形文化財の保持団体がその構成員の異動等のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第4条第3項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条第4項中「所有者等」とあるのは、「保持者又は保持団体の代表者」と読み替えるものとする。

4 市指定無形文化財について法第56条の3第1項の規定による重要無形文化財の指定又は県条例第19条の規定による長野県無形文化財の指定があったときは、当該市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。

5 市指定無形文化財の保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、市指定無形文化財の保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散したときは、当該市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合においては、教育委員会はその旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更)

第22条 市指定無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、保持者又は相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。市指定無形文化財の保持団体が名称、住所若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(解散の場合にあっては、代表者であった者)について、同様とする。

(保存)

第23条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について、記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置をとり、又は保持者、保持団体その他適当な者を選定してこれらの措置をとらせることができる。

2 市は、前項の保持者、保持団体その他の者に対し、市指定無形文化財の保存に要する経費の一

部を予算の範囲内で補助することができる。

(公開)

第24条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による公開のために要する費用は、その全部又は一部を市の負担とすることができる。

3 第1項の規定による公開には、第17条第9項の規定を準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第25条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第4章 民俗文化財

(指定)

第26条 教育委員会は、市の区域内に存する有形の民俗文化財のうち重要なものを佐久市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財のうち重要なものを佐久市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には、第4条第2項から第6項までの規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定には、第4条第3項の規定を準用する。

4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定に当たっては、教育委員会はその旨を告示しなければならない。

(解除)

第27条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第4条第3項から第5項まで及び第5条第4項の規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除には、第4条第3項の規定を準用する。

4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除に当たっては、教育委員会はその旨を告示しなければならない。

5 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について、法第56条の10第1項の規定による重要有形民俗文化財若しくは重要無形民俗文化財の指定又は県条例第25条第1項の規定による指定があったときは、佐久市の指定は解除されたものとする。

6 前項の規定による市指定有形民俗文化財の解除には、第5条第4項の規定を準用する。

(市指定有形民俗文化財の保護)

第28条 市指定有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る市指定有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第29条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択して、その記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、市は当該無形民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開を行う者に対し、これに要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 第4条第3項の規定は、前項の規定による選択について準用する。

(準用規定)

第30条 第6条から第12条まで、第14条及び第17条から第19条までの規定は、市指定有形民俗文化財について、第22条から第24条までの規定は、市指定無形民俗文化財についてそれぞれ準用する。

第5章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第31条 教育委員会は、市の区域内に存する記念物のうち重要なものを佐久市指定史跡、佐久市指定名勝又は佐久市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第5項までの規定を準用する。

(解除)

第32条 市指定史跡名勝天然記念物が、市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、市指定史跡名勝天然記念物の指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

3 市指定史跡名勝天然記念物について、法第69条第1項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定又は県条例第30条第1項の指定があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第33条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者等（次条において準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(準用規定)

第34条 第6条から第8条まで、第10条から第16条まで、第18条及び第19条第1項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。この場合において、第10条から第12条まで及び第14条の規定中「修理」とあるのは、「復旧」と読み替えるものとする。

第6章 佐久市選定保存技術

(選定等)

第35条 教育委員会は、市の区域に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの（法第83条の7第1項の規定により選定保存技術に選定されたもの及び県条例第35条第1項の規定による長野県選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち保存の措置を講ずる必要があるものを佐久市選定保存技術（以下「市選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定により選定をするに当たっては、あらかじめ、当該市選定保存技術の保持者又は保存団体（市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体で、代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）の同意を得て、保持者又は保存団体を認定しなければならない。

3 第1項の規定による選定及び前項の規定による認定には、第4条第3項から第5項まで及び第20条第3項の規定を準用する。この場合において、第4条第4項中「所有者等」とあるのは、「保持者又は保存団体の代表者」と読み替えるものとする。

(解除)

第36条 市選定保存技術について、保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その選定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 第1項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

4 市選定保存技術について、法第83条の7第1項の規定による選定保存技術の選定又は県条例第35条第1項の規定による長野県選定保存技術の選定があったときは、当該市選定保存技術の選定は解除されたものとする。

(準用規定)

第37条 第21条第5項、第22条及び第23条の規定は、市選定保存技術について準用する。

第7章 審議会

(設置)

第38条 教育委員会は、第1条の目的を達成するため、諮問機関として佐久市文化財保護審議会を置く。

(組織)

第39条 審議会の委員の定数は、10人以内とする。

2 委員は、識見を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

(任期)

第40条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第41条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第42条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第8章 補則

(委任)

第43条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐久市文化財保護条例（昭和54年佐久市条例第22号）、臼田町文化財保護条例（昭和42年臼田町条例第8号）、浅科村文化財保護条例（昭和39年浅科村条例第10号）又は望月町文化財保護条例（昭和60年望月町条例第15号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なおそれぞれ合併前の条例の例による。

佐久市文化財保護審議会委員

任期：平成23年9月1日～平成25年8月31日

氏名	住所	分野	備考
中山 洌	佐久市鍛冶屋	記念物	植物
丸山 正俊	佐久市中小田切	民俗文化財 有形文化財	民俗芸能 歴史(近代) 建造物
依田 俊	佐久市八幡	有形文化財	歴史(近世)
鷹野 裕由	佐久市望月	記念物 有形文化財	動物・植物 石造物関係
荻原 信子	佐久市取出町	有形文化財	美術・工芸関係
佐々木 久雄	佐久市岩村田	有形文化財	古文書関係
鷺見 和人	佐久市田口	有形文化財	古文書関係
山崎 哲人	佐久市桜井	民俗文化財 有形文化財	歴史(近世)
春原 邦江	佐久市蓬田	民俗文化財 有形文化財	民俗芸能 歴史(近世)
佐々木 誠一	佐久市新子田	民俗文化財	歴史(近世)